

令和4年6月27日
海事局船員政策課

2022年4月スタート

船員の
働き方改革

「船員労働の総合相談窓口」を開設します！ ～お困りごと、ご相談ください～

国土交通省では、「船員の働き方改革」の一環として、令和4年7月1日より、各地方運輸局に船員、事業者などを対象にした「船員労働の総合相談窓口」を開設し、船員労働に関する様々なご相談を受け付けます。

1. 背景・経緯

令和2年9月に、交通政策審議会海事分科会船員部会において、船員の働き方改革の実効性の確保策の一つとして「**船員向けの相談窓口の整備等**、必要な環境整備を進めるべき」との提言がなされました。

これを踏まえ、国土交通省では、本年4月にスタートした「船員の働き方改革」に関するものをはじめ、船員労働に関する様々な相談・問合せへの対応の更なる充実を図ることを目的として、本年7月1日より、各地方運輸局に「船員労働の総合相談窓口」を開設します。

2. 概要

総合相談窓口では、船員の労働条件（労働時間、休日、給料その他の報酬、解雇、退職など）に関するものや、その他パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなど、船員労働に関する様々なご相談を受け付けます。

- 船員、事業者のどちらからでもご相談を受け付けています。
- 受付は、電話・来所・メールで行い、実際の面談等については、電話・来所・web会議システムにてお話を伺います。
- 相談内容に応じて、担当部署等に取り次ぐ場合があります（相談者が担当部署をご存知の場合は、直接の相談も可能）。

★「船員労働の総合相談窓口」の設置場所、連絡先等詳細については、国土交通省「船員の働き方改革」特設ウェブページに掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000026.html



【問い合わせ先】

海事局船員政策課 伊藤、池田

（代表）03-5253-8111（内線 45-145、45-147）

（直通）03-5253-8652（FAX）03-5253-1643